

岩沼市立玉浦小学校

いじめ防止基本方針



《2023年度改訂版》

目 次

はじめに	1
I いじめの定義	1
II いじめの理解	2
III いじめの認知	3
IV いじめの防止等に関する基本的考え方	
1 いじめの防止	3
2 早期発見	5
3 いじめに対する措置	6
4 その他の留意事項	11
V 重大事態への対処	
1 重大事態発生に係る調査を行うための組織	12
2 重大事態発生に係る調査	13
3 調査結果の提供及び報告	14
<資料1>いじめ対策年間計画	16
<資料2>いじめ問題対策委員会	17
<資料3>いじめ問題対策委員会組織図	18
<資料4>いじめ問題に対する日常の取組チェックシート(学校用)	19
<資料5>いじめを認知したときの対応チェックシート(学校用)	21
<資料6>学校生活アンケート	22
<資料7>お友だちアンケート	23

岩沼市立玉浦小学校 いじめ防止基本方針

《2023年度改訂版》

はじめに

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づき、平成25年12月に「宮城県いじめ防止基本方針」が策定され、平成26年4月に「岩沼市いじめ防止基本方針」が策定された。さらに平成30年3月に県基本方針が改定され、平成30年12月には「宮城県いじめ防止対策推進条例」が施行された。これらに基づき平成31年3月に「岩沼市いじめ防止基本方針」が改定された。

これを受け、本校においても「岩沼市立玉浦小学校いじめ防止基本方針」を見直し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決により一層努めていく。

I いじめの定義

法及び県条例第2条では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行うことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周囲の状況等を客観的に確認するとともに表面のみにとらわれることなく、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ必ず報告し、情報共有することが必要となる。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

II いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり

多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞感）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにし、「いじめを許さない」という共通認識を持たせることが必要である。

III いじめの認知

- 1 いじめの認知は「いじめ問題対策委員会（資料2）」において行う。（毎月1回程度）
- 2 いじめ対策・不登校支援担当者（以下「担当者」という。）は、「学校生活アンケート（毎月15日実施）」（6月と11月は「お友だちアンケート」に変える）の結果や教職員・保護者・周辺児童等からの情報を集約し、仮認知のための組織（以下「いじめ認知チーム」という。）メンバーと協議の上、今後の対応を含めた仮判断をし、校長に具申する。
※「いじめ認知チーム」メンバー：教頭、生徒指導主任、担当者
- 3 いじめの認知については、「I いじめの定義」に基づき、いじめられた児童が「心身の苦痛を感じている」ことを判断基準とする。「心身の苦痛を感じている」とは、同児童等が「嫌な思いを感じているもの」も含めて捉える。

IV いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの防止

（1）基本的考え方

未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境を作るために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組について定期的なアンケートを実施したり日常的な児童の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基にP D C Aサイクルを機能させた改善検討を継続的に取り組んでいく。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため、以下のことを行う。

- ・ 職員会議や校内研修等において、本校児童のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。
- ・ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として全体に許されない」との雰囲気を醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に指導していく。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得ての伝統文化教育などの社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

また、授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般をとおして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかわっている。このことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、児童一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの児童も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。

さらに、児童が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにはかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障害等（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

以下に該当する児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合が多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した児童（家族も含む。以下「被災児童」という。）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に努める。
- 新型ウィルス感染した児童（家族も含む）に対するいじめが起きないよう、未然防止・早期発見に努め、当該児童に対する心のケアを適切に行う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異年齢間や異校種間等で適切に連携して取り組む。

2 早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複

数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 実態把握、情報共有

- いじめに関する情報を得るために、以下のこと取り組む。
- ・ 授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配る。
 - ・ 児童のノート等（自主学習、日記等）を活用して交友関係や悩みを把握する。
 - ・ 月に1回、「学校生活アンケート」（6、11月は「お友だちアンケート）（資料6、7）を実施し、いじめの実態把握に努める。また、回収の際、短時間の個人面談を行い、交友関係や悩みを把握する。
 - ・ P T A総会、学年・学級懇談会、保護者面談、自宅確認などの機会に、保護者から情報を得る。
 - ・ 集まつたいじめに関する情報は、生徒指導記録簿やいじめ問題対策委員会資料に記載するとともに、学年や必要に応じて教職員全体で共有する。

② 体制整備とその点検

児童や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と児童や保護者との信頼関係を築くようにする。

また、学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているか、教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているかなどについて、「いじめ問題に対する日常の取組チェックシート」（資料4）「いじめを認知したときの対応チェックシート」（資料5）や学校評価等をとおして定期的に点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 児童の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつた場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

② 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、いじめ問題対策委員会で直ちに共有する。その後は、いじめ問題対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

③ 警察との連携

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

① いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的な支援策を示す。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

② 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝え る。いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた児童が不安を感じるときは、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するよ

うに努める。

③ 教育環境の確保

いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた児童を別室において指導することとしたり、出席停止制度¹を活用したりするなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた児童の心理的ケアがさらに必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

④ 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。特に、被害児童の心的外傷後ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（4）いじめた児童への指導又はその保護者への助言

① 再発防止

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

② 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者的心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を

¹ 児童の出席停止（学校教育法第35条）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二 職員に障害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三 施設又は設備を損壊する行為
 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③ いじめた児童への指導等

担任等はいじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。

いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている児童のつらさに気付かせる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また、当該児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒²を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、岩沼市教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

④ 謝罪

加害児童に対して被害児童への謝罪を強要したり指導したりしてはならない。また、加害児童が自発的に謝罪することを望んだとしても、被害児童の希望の有無とその理由を確認した上で、必要だと判断される場合に行う。

なお、謝罪の場を設定する際には、

ア 被害児童、保護者が希望しているか。

イ 加害児童が自発的に希望しているか。

ウ 謝罪の場を設けることが関係修復の手法として適切であるか。

について確認する必要がある。

² 懲戒とは、学校教育法施行規則第26条に定める退学(公立義務諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。), 停学(公立義務諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。), 訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

① 「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等で、MAPや構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

② 望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪を指すものではなく、被害児童と加害児童との関係修復、そして、いじめにはかかわっていない児童を含めて、学級や学年の児童との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名譽毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② ネットパトロール³と情報モラル教育⁴

早期発見の観点から、宮城県教育委員会や岩沼市教育委員会と連携するとともに、自校職員によるネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間

³ ネットパトロール（H21.5.1 高校教育課事業） ネット被害未然防止対策事業の一環として、仙台市を除く全ての小・中・高等学校、特別支援学校を対象として、いじめや不登校などのトラブルを活発にするとされるネット上の学校裏サイトを業者委託により監視し、問題のある書き込み等に対する対応を実施。

⁴ 情報モラル教育 県教育総合センターでは、「みやぎの情報モラル総合サイト」を開設（H21～）し、校内研修や各教科等の授業で活用できる資料等を公開。

いじめ相談ダイヤル」、教育事務所（地域事務所）の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくいため、予防として、学校における情報モラル教育を推進するとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話をを行い、児童と保護者に対してネット利用に係る危険性の啓発を図る。

(7) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 その他の留意事項

(1) いじめ対策年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間指導計画（資料1）を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図る。

(2) 組織的な指導体制

いじめ問題に適切に対応するため、校長を中心とした全教職員が一致協力でき

る体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報共有したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門的家を加える。

(3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修をいじめ問題対策年間指導計画に位置付けて実施する。

(4) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。

(5) 学校評価

いじめへの対応に係る学校評価においては、P D C Aサイクルに基づいて評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

(6) 地域や家庭との連携

P T A総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針の説明により、地域や保護者に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、保護者面談や自宅確認、学校だよりの地域への回覧等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

V 重大事態への対処

1 重大事態発生に係る調査を行うための組織

(1) 「重大事態調査委員会」の設置

法に規定される重大事態が生じた場合には、その対処及び重大事態と同種の事

態の発生の防止に資するため、「重大事態調査委員会」を設置する。

- ① いじめを受けた児童に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等の重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめを受けた児童が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ その他
児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 「重大事態調査委員会」の役割

- ① 発生した事案が重大であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- ② 調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 「重大事態調査委員会」の構成

市教育委員会の指導の下、以下の「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、「重大事態調査委員会」の構成員を決定する。

【いじめ問題対策委員会】：母体として

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、担当者、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、学級担任

【適切な専門家】

心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

2 重大事態発生に係る調査

(1) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 「重大事態調査委員会」は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、い

つ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。

② 学校は，市教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに，調査結果を重んじ，主体的に再発防止に取り組む。

※ 学校主体の調査では，重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合，又は，学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は市教育委員会において調査を実施する。

（2）調査の方法

① いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

ア いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに，在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際，いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

イ 調査による事実関係の確認とともに，いじめた児童への指導を行い，いじめ行為を止める。

ウ いじめを受けた児童に対しては，事情や心情を聴取し，いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

エ 調査を行うに当たっては，市教育委員会の指導・支援の下，対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴き取りし，迅速に当該保護者に今後の調査について協議し，調査に着手する。調査方法としては，在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

③ 調査を行う際のその他の留意事項

学校において，いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果，重大事態であると判断した場合も想定されるが，それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず，未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから，「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として，調査資料の再分析や，必要に応じて再調査を行う。ただし，事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は，この限りではない。

3 調査結果の提供及び報告

（1）いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ① いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- ② これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ③ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(2) 調査結果の市長への報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。

上記（1）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市教育委員会を通じて市長へ送付する。

(3) いじめた児童及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

(4) 他の保護者への対応

PTA役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。
重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

(5) その他の留意事項

① 地域住民等への対応

地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。必要に応じて、電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。
(電話対応者を教頭とし、電話の内容を主幹教諭（担当者）がメモをとる。)

② マスコミへの対応

マスコミや報道機関への電話対応は、原則、教頭が行う。特に即答は避け「取材時間、取材場所等」を決めて、市教育委員会の指導を受けた上で取材に応じる。

③ その他

ア 児童の心のケアに配慮するために、必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、市教育委員会を通して要請する。
イ 調査結果のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

<資料1>いじめ対策年間計画

- ☆月例の取組
- 1 学校生活アンケート：毎月15日前後実施
※6月、11月は「おともだちアンケート」を実施
 - 2 生徒指導委員会
 - 3 生徒指導全体会
 - 4 いじめ問題対策委員会
 - 5 いじめ等の情報共有：職員会議・打合せに位置付け

月	実施計画	□：教職員間の活動 ●：児童・教師・保護者の活動	留意点等
4月	□学校間、学年間の情報交換 指導記録の引継 □いじめ対応研修① 基本方針の確認 ●学年・学級開き、人間関係づくり、学年・学級のルールづくり ●保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ●自宅確認の実施	・職員会議 ・始業式 ・学級活動 ・PTA総会 ・集団下校顔合わせ会	・いじめ事案の事実関係や背景を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 ・学校のいじめ防止基本方針の概要を配布。
5月	□生徒指導全体会 ●いじめの根絶に向けた児童会の取組 ●行事等（運動会）を通した人間関係づくり	・代表委員会 ・運動会 ・児童会集会	・児童会スローガン作成を通していじめ防止の啓発。 ・行事を通した人間関係づくり。
6月	●いじめゼロCMの制作 ●スマホ・携帯教室の実施（4年） ●人権教室（3年） ●保護者との情報交換	・修学旅行（6年） ・たてわり活動	・行事を通した人間関係づくり。 ・人間関係の変化に注意。 ・懇談会での情報交換。
7月	□学校評価の実施 ●健全育成委員会 ●保護者面談の実施	・授業参観、学年・学級懇談会 ・保護者面談	・いじめ対策を点検する。
8月	□研修伝講会の開催 □生徒指導全体会 ●夏休み明けの児童の変化の把握		・いじめ対策・相談技術を高める研修を開催。（校外の研修会を活用する。）
9月	□いじめ対応研修② ●教育相談の実施（随時） ●行事等（校外学習等）を通した人間関係づくり	・蔵王宿泊学習（5年） ・校外学習等	・指導主事訪問の研修を活用する。 ・必要に応じて教育相談を実施。
10月	●自己有用感や自己存在感を育む活動の実施		・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れていく。（わかまつ祭り等）
11月	●行事等（学習発表会・わかまつ祭り等）を通した人間関係づくり ●スマホ・携帯教室の実施（5年）	・学習発表会 ・わかまつ祭り	・児童の人間関係の変化に留意する。 ・保護者面談での情報交換。
12月	□学校評価の実施 ●いじめフォーラムへの参加	・いじめフォーラム	・いじめ対策を点検する。
1月	●健全育成委員会 ●幼保小連絡会の実施		・児童の変化を確認する。
2月	●保護者との情報交換	・授業参観、学年・学級懇談会	・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	□記録の整理、引継資料の作成 □クラス編成 □小中連絡会の開催		・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。 ・いじめや人間関係を考慮したクラス編成を行う。

<資料2>いじめ問題対策委員会

1 「いじめ問題対策委員会」の設置

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

定例会議は毎月月末に開催する。

2 「いじめ問題対策委員会」の役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの認知を行う。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ問題対策委員会緊急会議（ケース会議）を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 「いじめ問題対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

【学校の教職員】

- ・校長、教頭、主幹教諭、教務主任、担当者、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、学級担任 ※場合によって特別支援コーディネーター

※【いじめ認知チーム】

- ・教頭、担当者、生徒指導主任

【心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者】

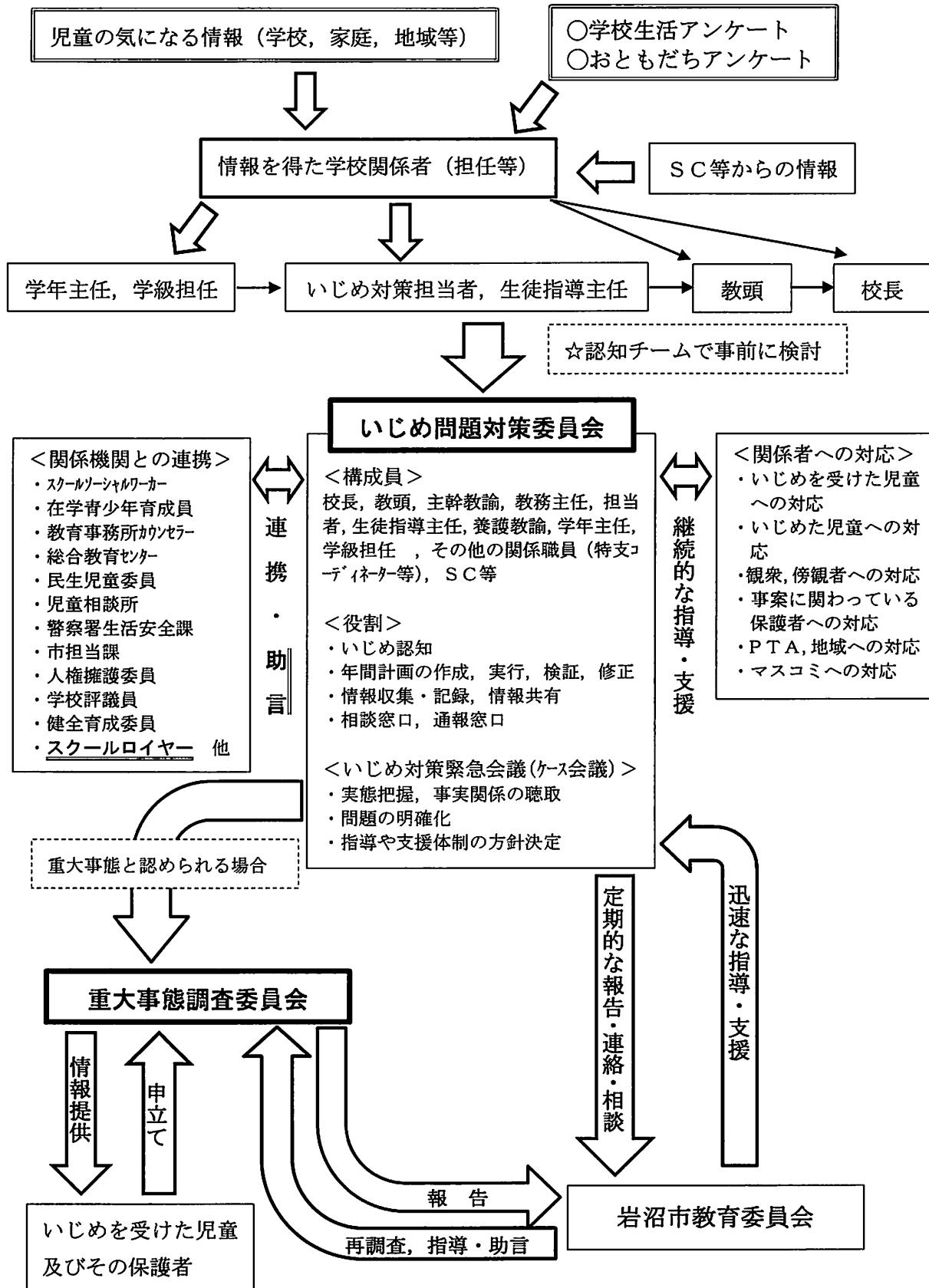
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「子どもの心のケアハウス」サポーター
- ・弁護士、学校医、警察官経験者（駐在所等）、学校評議員等 ※必要に応じて

【保護者や地域住民等】

- ・保護者代表（P T A役員等） ※必要に応じて
- ・地域住民の代表（健全育成委員会委員、民生児童委員等） ※必要に応じて

※構成員については担当者がいじめ事案の内容によって選出する。

<資料3>いじめ問題対策委員会組織図



<資料4>

いじめ問題に対する日常の取組チェックシート

	チェック項目	6月	11月
未然 防止	1 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努め、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立って指導に当たっている。		
	2 全員の子供に声をかけ、子供のよいところをほめている。		
	3 一人一人の子供に活躍の場を設定している。		
	4 自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。		
	5 子供同士で良いところを認め合う機会を設定している。		
	6 仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。		
	7 分かる授業づくりに努めている。		
	8 幼稚園や保育所、中学校と十分な情報交換を行っている。		
	9 体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。		
	10 教職員による幼稚園・保育園・中学校との交流や連携が図られている。		
	11 子供の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とのコミュニケーションをとっている。		
	12 家庭との連携を図りながら、子供の基本的生活習慣の定着を図っている。		
	13 道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。		
	14 児童会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。		
	15 子供に幅広い生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。		
	16 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。		
	17 教師は日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めている。		
早期 発見・ 早期 対応	18 子供と触れ合いながら、子供の変化をつかんでいる。		
	19 子供たちを複数の目で見るなど、教室以外での子供の様子について情報を集めている。		
	20 定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。		
	21 子供との信頼関係ができており、子供が悩みを相談している。		
	22 子供が学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー、相談員にすぐに相談できる体制になっており、適切に機能している。		
	23 子供や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。		

早期発見・早期対応	24	養護教諭やスクールカウンセラー、相談員、ソーシャルワーカーと積極的に連携している。		
	25	気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。		
	26	日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。		
	27	いじめを行う児童に対して、毅然とした対応を行っている。		
	28	いじめられた児童に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。		
	29	いじめについて訴えなどがあった時は、問題を軽視することなく、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく的確に対応している。		
事後対応	30	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な指導を行っている。		
指導体制	31	いじめ問題の解決に向け、全職員が校長を中心に一致協力することの認識が徹底されており、体制も確立している。		
	32	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて取り上げ、共通理解を図っている。		
	33	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。		
	34	子供のサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。		
	35	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。		
学校外連携	36	PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワーク作りを図っている。		
	37	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との緊密な連携を図っている。		
	38	家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝える。		
	39	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じて教育センター、児童相談所、警察など地域の関係諸機関と連携協力をしている。		

<資料5>いじめを認知したときの対応チェックシート

	チェック項目	チェック	
		6月	11月
1	いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。		
2	管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。		
3	いじめを受けた子供の安全確保がなされている。		
4	いじめを受けた子供から、いじめの内容について十分に話を聞くことができている。		
5	市町村教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。		
6	いじめた子供からいじめを受けた子供と同じ内容の話を聞くことができている。		
7	該当の子供の保護者へ第一報を行っている。		
8	いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の指導方針を迅速に決定して措置にあたっている。		
9	職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。		
10	校長を中心とした体制の下、チームを組織して対応している。		
11	いじめを受けた子供の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。		
12	必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。		
13	いじめた子供や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。		
14	該当の子供の保護者に十分説明を行い、理解を得てから謝罪を行っている。		
15	市町村教育委員会へ、いじめの事故報告書を提出している。		
16	PTAと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組めている。		
17	地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組めている。		
18	市町村教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。		
19	「いじめが再発していないか」「いじめを受けた子供が嫌な思いをしていないか」など、見守っている。		
20	いじめを受けた子供の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。		

<資料6>学校生活アンケート

令和 年度 生活アンケート 月

年 組 (男・女) 名前 _____

このアンケートは、みなさんのが、毎日楽しく安心して学校生活を過ごせるように行います。あてはまるところに○をつけてください。

1 学校は楽しいですか。

(1)楽しい (2)ふつう (3)楽しくない

2 だれかにいじめられていますか。

(あいてからいやなことをされていたらそれはいじめです。)

(1)いる (2)いない (3)こたえられない

3 あなたは、この1か月、友達を悲しませるようなことをしましたか。

(1)はい (2)いいえ

4 あなたは、きょうだいの世話や家の手伝いのために、勉強ができなかったり、学校に行けなかったりしたことありますか？

(1)はい (2)いいえ

5 あなたは、家族が心配で、勉強に集中できなかったり、自分のしたいことを我慢したり、できなくなったりすることがありますか？

(1)はい (2)いいえ

6 今、先生に相談したいことがありますか。ある人で書ける人は書いてください。

(1)ある (2)ない

<資料7>お友だちアンケート

R 年 月お友だちアンケート

年 組 名前()

1. あなたは、なかのいいお友だちがいますか？

- ・いる() 人ぐらい ・いない

2. あなたのクラスでお友だちのいない人は、いますか？

- ・いる() 人ぐらい ・いない

3. あなたは、この1ヶ月くらいのあいだでだれかにいじめられたことがありますか？

- ・ある ・ない

○どのように？

○そのいじめは、いまもつづいていますか？

- ・つづいている。 ・もうおわっている。

4. ほかの人が、いじめられているのを見たことがありますか？

- ・ある ・ない

○どのように？

○そのいじめは、いまもつづいていますか？

- ・つづいている。 ・もうおわっている。

5. 先生に話したいことがある人は、何でもいいですから書いてください。